



## 税務 税務課からのお知らせ

問 税務課 滞納整理対策係  
☎476-1111(118・114)

### ◆不動産を公売します！

本町では、滞納処分の一環として不動産を公売し、町税に充てます。



### 売却区分番号 2

	売却区分の番号	公売財産の名称及び所在等	数量(m <sup>2</sup> )	見積価格(円)	公売保証金(円)
公売財産 公売保証金 見積価格	1	大崎町野方字宇都4293番2 (土地、畑)	3,555	510,000	60,000
	2 (※1)	大崎町野方字前ノ段4257番9 (土地、畑)	4,195	736,000 (2筆合計)	100,000 (2筆合計)
		大崎町野方字前ノ段4257番13 (土地、原野)	1,407		

- 公売方法 入札方式
- 入札日 平成26年11月5日(水)
- 受付 9:30～9:55まで
- 入札開始 10:00～
- 入札会場 大崎町役場 2階応接室
- その他 いずれも公簿表示で現況渡しです。

●注意事項：【売却区分番号1および2】は農地であるため、入札に参加するためには、農地法上の許可を受け『買受適格証明』が必要になり、**9月30日(火)までに**大崎町農業委員会への申請が必要となります。なお、買受適格証明の発行の可否決定には一定の期間を要します。町外の方は、お住まいの市町村の農業委員会で発行する『耕作証明書』などが必要となります。詳しくは、大崎町農業委員会(TEL:476-1111 内線180・182)までお問い合わせください。

#### 《その他注意事項》

- ①居住地で税金滞納がある方は、入札に参加できません。(町外の方は、滞納のない証明書が必要です。)
- ②入札希望の方は、入札当日に、上記公売保証金を納付していただく必要があります。  
(落札できなかった方については、公売保証金を返還します。)
- ③不動産公売では、落札者に対して、落札決定通知を交付し、農地は、現状渡しを原則とします。  
なお、町は、瑕疵担保責任など一切負いません。
- ④権利移転に伴う費用は、買受人の負担とします。(移転手続きについては、町が行います。)

(※1) 売却区分番号2について、公売対象地までの取付道路については、現況と地籍が違いますので、公売参加予定の方は確認をしてください。

#### 【買受適格証明に関するお問い合わせ】

大崎町農業委員会事務局 TEL:099-476-1111(内線180・182)

#### 【不動産公売に関するお問い合わせ】

大崎町役場税務課 滞納整理対策係 TEL:099-476-1111(内線118・114)